

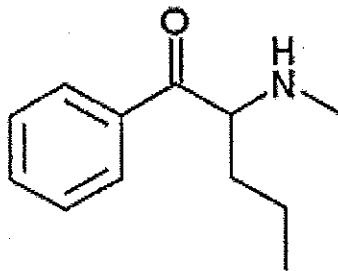
「徳島県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく
「知事指定薬物」の指定について

先般、平成 24 年 12 月 21 日に公布し、平成 25 年 2 月 1 日に全面施行した「徳島県薬物の濫用の防止に関する条例」第 8 条の規定に基づき、2 月 28 日に「知事指定薬物」を指定し、告示した。

1 「知事指定薬物」

	化学名等	通称名	指定の理由
1	2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類	ペンテドロン	人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。
2	2-ジフェニルメチルピロリジン及びその塩類	2-ジフェニルメチルピロリジン	
3	1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類	α-PBP	
4	1-(4-メトキシフェニル)-2-(ジメチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	4-メトキシ-N,N-ジメチルカチノン	
5	2-(エチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類	N-エチルプフェドロン	
6	2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	ペンチロン	
7	1-(4-プロモフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	4-プロモメトカチノン	
8	1-(2,3-ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類	2,3-DCPP	

■構造式（一例） 2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン（通称名ペンテドロン）



(参考)

- ・麻薬（メカチン）
- ・向精神薬（ピロバルロン）
- ・薬事法指定薬物（フェドロン）

に構造が類似

2 告示・施行

- ・告示日：平成 25 年 2 月 28 日
- ・施行日：平成 25 年 3 月 1 日

* 「知事指定薬物」とは、

麻薬及び向精神薬取締法や薬事法で規制された薬物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であって、それを濫用することにより人の健康に危害が生じると認められるもののうち、現に県の区域内において濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるもの。